

日本カナダ学会賞に関する規則

2014年10月4日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、日本カナダ学会学術賞に関する規程（以下「規程」という。）第2条第3項に基づき、日本カナダ学会賞（以下「学会賞」という。特に定めない限り、規程第2条第1号に定める学会賞及び第2号に定める学会特別賞を含むものとする。）について定める。

(授賞の時期)

第2条 学会賞は、2年ごとに授与するものとする。

(対象)

第3条 規程第2条第1項に定める、カナダに関する優れた邦語書籍とは、次の条件を満たすものとする。

- (1) 固有のISBNを有するものであること。ただし、1の内容について分冊となっているものは、全体を通じて1冊とみなす。
- (2) 全体の8割以上が日本語で記述されているものであること。ただし、日本語と他言語で同一の内容を記述されているものである場合には、日本語で記述されている割合が、全体を記述言語数で除した割合以上であること。
- (3) 授与の年の前々年の1月1日から前年の12月31日の間に刊行されたものであること。
- (4) 日本カナダ学会賞委員会の審査を経て、理事会において、優れたものと認められたものであること。

(日本カナダ学会賞委員会)

第4条 学会賞に関する事項を処理するために、日本カナダ学会規約第12条第2項に定める常務委員会として、日本カナダ学会賞委員会（以下「学会賞委員会」という。）を置く。

- 2 学会賞委員会は、理事1名以上を含む3名以上の委員で組織する。
- 3 学会賞委員会の委員長は、理事会において定めた常務理事をもって充てる。

(審査対象邦語書籍の提出)

第5条 学会賞の審査を受けることを希望する邦語書籍の著者は、学会賞委員会が定める応募締切日までに、学会賞委員会に当該邦語書籍1冊を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学会の会員は、学会賞委員会が定める応募締切日までに、他の者が著者である邦語書籍1冊を学会賞委員会に提出して、審査を求めることができる。
- 3 前項によって提出された邦語書籍の所有権は、本学会に帰属するものとし、返却しない。

(審査)

第6条 学会賞委員会は、前項の定めにより提出された邦語書籍を対象として、学会賞の審査を行う。ただし、学会賞委員会は、その他の邦語書籍を審査対象に加えることができる。

(日本カナダ学会賞審査委員等)

第7条 学会賞委員会は、審査に必要な専門的意見を得るため、その下に審査委員又は審査委員会を置くことができる。

2 審査委員及び審査委員会に関する事項については、学会賞委員会が、これを定める。

(理事会の審議決定)

第8条 学会賞委員会は、審査を終えたときは、審査の概要と共に、学会賞を授与すべき邦語書籍1点を理事会に報告する。ただし、審査の結果、授与すべき邦語書籍が認められないとの結論に達した場合は、その旨を報告し、翻訳書（他の言語で執筆された書籍を日本語に翻訳した書籍をいう。以下同じ。）とそれ以外の邦語書籍それぞれについて学会賞を授与すべきとの結論に達した場合は、各1点を理事会に報告する。

2 理事会は、前項により報告を受けた邦語書籍について、学会賞を授与するか否かを審議決定する。

(授賞)

第9条 前条第2項に基づき学会賞を授与するものと決定した邦語書籍が、第5条第1項に基づき提出されたものでない場合、学会賞委員会委員長は、当該邦語書籍の著者に対して、学会賞受賞の意思を確認するものとする。

2 前項の確認において、受賞を希望しないとの意思が示された場合を除き、本学会は、前条第2項に基づき学会賞を授与するものと決定した邦語書籍及びその著者に対して、学会賞を授与する。

3 学会賞の授賞は、次の各号に定める正賞及び副賞の授与をもって行う。

(1) 正賞 本学会会長が署名し、学会賞委員会委員長が連署した「日本カナダ学会賞」の名称を記した授賞記

(2) 副賞 賞金10万円

4 前項の規定にかかわらず、学会賞を授賞する邦語書籍が翻訳書である場合、学会賞の授与は、次の各号に定める正賞及び副賞の授与をもって行う。

(1) 正賞 本学会会長が署名し、学会賞委員会委員長が連署した「日本カナダ学会特別賞（翻訳書）」の名称を記した授賞記

(2) 副賞 賞金8万円

5 本学会は、授賞した邦語書籍については、本学会ウェブサイト及び直近に刊行されるカナダ研究年報に受賞に関する記事を掲載するものとする。

(雑則)

第10条 学会賞に関し、この規則に定めのない事項については、学会賞委員会がこれを定める。

附 則

1 この規則は、日本カナダ学会学術賞に関する規程の施行の日から施行する。

2 第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、学会賞委員会委員長の連署は、これを省略することができる。